

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源 地方債	その他	一般財源
平成21年度 医師海外留学資金貸 付金	24,600	平成22年度	9,600	平成23年度から 平成24年度まで	15,000				15,000
平成22年度 医師海外留学資金貸 付金	24,600			平成23年度から 平成25年度まで	24,600			24,600	
平成22年度 鳥取大学医学部寄付 講座開設事業費	91,500			平成23年度から 平成25年度まで	91,500			91,500	
平成19年度 看護学生等修学資金 貸付金	462,984	平成20年度から 平成22年度まで	356,043	平成23年度から 平成24年度まで	106,941				106,941
平成21年度 看護学生等修学資金 貸付金	360,372	平成22年度	176,352	平成23年度から 平成25年度まで	184,020				184,020
平成22年度 看護学生等修学資金 貸付金	382,620			平成23年度から 平成26年度まで	382,620				382,620

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円		
平成22年度 看護学生等修学資金 貸付金	588,624					平成23年度から 平成27年度まで	588,624				588,624
平成20年度 県立病院運営費交付 金及び施設整備費負 担金	5,941	平成21年度から 平成22年度まで	1,549			平成23年度から 平成25年度まで	4,392				4,392
平成21年度 県立病院運営費交付 金及び施設整備費負 担金	82,801	平成22年度	1,226			平成23年度から 平成51年度まで	81,575				81,575
平成22年度 広域災害救急医療情 報システム等利用料	30,055					平成23年度から 平成27年度まで	30,055		18,033		12,022
平成17年度 精神保健福祉セン ター電話交換機等賃 借料	1,611	平成18年度から 平成22年度まで	1,239			平成23年度から 平成24年度まで	372				372

議案第5号

平成23年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	繰入金	その他事業収入	
(特別会計) 子育て支援総室	152,706	113,000	39,706		2,512	(諸収入) 54,478 (繰越金) 95,716	
特別会計 合計	152,706	113,000	39,706		2,512	150,194	

平成23年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金			2,512	2,579	△ 67			
	1 一般会計繰入金		2,512	2,579	△ 67			
		1 一般会計から繰入	2,512	2,579	△ 67	1 一般会計から繰入	2,512	
2 繰越金			95,716	49,819	45,897			
	1 繰越金		95,716	49,819	45,897			
		1 繰越金	95,716	49,819	45,897	1 前年度繰越金	95,716	
3 諸収入			54,478	60,602	△ 6,124			
	1 県預金利子		551	347	204			
		1 県預金利子	551	347	204	1 県預金利子	551	
	2 貸付金元利収入		53,575	59,935	△ 6,360			
		1 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	53,575	59,935	△ 6,360	1 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	53,575	
	3 雑収入		320	320	32			
		1 雑収入	352	320	32	1 雑収入	352	
	歳入合計		152,706	113,000	39,706			

歳出

款	項	目	本年度		前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
			千円	千円			国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	金額	
1	母子寡婦福祉 資金貸付事業費		152,706	113,000	39,706	0	2,512	150,194					
		1	母子寡婦福祉 資金貸付事業費	152,706	113,000	39,706	0	2,512	150,194	9	旅費	400	費用弁償 100 普通旅費 300
			152,706	113,000	39,706	0	2,512	150,194	11	需用費	410		
									12	役員費	1,109		
									13	委託料	1,081		
									21	貸付金	149,706	母子寡婦福祉資金 貸付金 149,706	
	歳出合計		152,706	113,000	39,706	0	2,512	150,194					

平成23年度母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

- 1 款 母子寡婦福祉資金貸付事業費
 1 項 母子寡婦福祉資金貸付事業費
 1 目 母子寡婦福祉資金貸付事業費

子育て支援総室 [家庭福祉室] (内線: 7869)

(単位: 千円)

(目 名) 事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(母子寡婦福祉資金貸付事業費) 母子寡婦福祉資金貸付事業	152,706	113,000	39,706		2,512	(諸収入) 54,478 (繰越金) 95,716		
トータルコスト	199,835千円 (前年度 160,601千円) [正職員: 5.9人]							
主 な 業 務 内 容	資金の貸付、償還金の徴収業務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の経済的自立と生活支援の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付及び事務を行うために要する経費。

2 主な事業内容

区 分	予 算 額	主 な 内 容
貸 付 金	149,706千円	修学資金 96,500千円 就学支度資金 37,450千円
事 務 費	3,000千円	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費

【債務負担行為】平成24年度～28年度: 112,044千円

平成23年度 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款 項 目	1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1項 母子寡婦福祉資金貸付事業費		1目 母子寡婦福祉資金貸付事業費
1	報 酬			
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費			
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	賃 金			
8	報 償 費			
9	旅 費	400	400	400
	費用弁償	100	100	100
	普通旅費	300	300	300
	特別旅費			
10	交 際 費			
11	需 用 費	410	410	410
12	役 務 費	1,109	1,109	1,109
13	委 託 料	1,081	1,081	1,081
14	使用料及び賃借料			
15	工 事 請 負 費			
16	原 材 料 費			
17	公有財産購入費			
18	備 品 購 入 費			
19	負担金、補助及び交付金			
20	扶 助 費			
21	貸 付 金	149,706	149,706	149,706
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	予 備 費			
	計	152,706	152,706	152,706
財源内訳	国庫支出金			
	繰 入 金	2,512	2,512	2,512
	そ の 他	150,194	150,194	150,194
訳	事 業 収 入			

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 母子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 項 母子寡婦福祉資金貸付事業費		
1 目 母子寡婦福祉資金貸付事業費		
貸付金	母子寡婦福祉資金貸付金	149,706

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	地 方 債	其 他	一 般 財 源 千円
平成23年度 修学資金等貸付金	112,044 千円				112,044 千円				112,044 千円	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度提出に係る分

事 項	限 度、 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成19年度 修学資金等貸付金	95,850	平成20年度から 平成22年度まで	30,084	平成23年度から 平成24年度まで	360			360	
平成20年度 修学資金等貸付金	79,320	平成21年度から 平成22年度まで	34,434	平成23年度から 平成25年度まで	9,552			9,552	
平成21年度 修学資金等貸付金	75,660	平成22年度	25,532	平成23年度から 平成26年度まで	21,280			21,280	
平成22年度 修学資金等貸付金	17,952			平成23年度から 平成26年度まで	17,952			17,952	
平成22年度 修学資金等貸付金	104,976			平成23年度から 平成27年度まで	104,976			104,976	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
母子寡婦福祉資金貸付金	561,208	561,208			561,208

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 住民サービスの向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号、以下「被爆者援護法」という。）、同法施行令（平成7年政令第26号）及び同法施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次の事務を同意のあった町に移譲する。</p> <p>2 概 要 次の事務を琴浦町に移譲する。（鳥取市、境港市、八頭郡の町、湯梨浜町及び北栄町へは移譲済み。） (1) 被爆者援護法に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 被爆者健康手帳の交付申請の受理及び知事への送付 イ 知事が交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し (2) 被爆者援護法施行令に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 他の都道府県及び国外からの居住地変更、並びに国外への居住地変更の届出の受理及び知事への送付 イ 被爆者健康手帳の再交付申請の受理及び知事への送付 ウ 知事が再交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し (3) 被爆者援護法施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 居住地等変更後に知事が返還する被爆者健康手帳の被爆者への引渡し イ 氏名及び県内における居住地変更の届出の受理及び知事への送付 ウ 被爆者が死亡したとき及び失った被爆者健康手帳を発見したときの被爆者健康手帳の返還の受理及び知事への送付</p> <p>3 施行期日 施行期日は平成23年4月1日とする。</p> <p>【参考】事務の流れ</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請等 --> B[市町] B -- 送付 --> C[県 総合事務所 福祉保健局 審査・決定] C -- 送付 --> D[福祉保健課] D -- 交付 --> C C -- 交付等 --> B B -- 引渡し --> A </pre>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の5 <u>鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略	1の5 <u>同和関係者の子等に対する資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略
略		略	
2の2 <u>旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町	2の2 <u>旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1)～(11) 略	日野郡の町
2の3 <u>旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1)及び(2) 略	境港市及び日野郡の町	2の3 <u>旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1)及び(2) 略	日野郡の町
略		略	
8の3 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	8の3 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町
8の4 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	8の4 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町

8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町
略		略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定による業務の委託又は委託の失効の届出の受理 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略	略	9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	略
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町	9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	倉吉市、岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町
略		略	
24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	鳥取市及び各町	24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	鳥取市、米子市、倉吉市及び各町村
略		略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡の各町	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、8の3の項、8の4の項、8の5の項、9の2の項及び24の4の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

条例名等

鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町及び北栄町並びに西伯郡南部町及び伯耆町が福祉事務所を設置することに伴い、これらの地域を東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域から除外するため。

2 概要

(1) 東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域を次のとおりとする。

- ア 東部福祉事務所 八頭郡若桜町及び八頭町(現行 岩美郡及び八頭郡)
- イ 中部福祉事務所 東伯郡三朝町及び琴浦町(現行 東伯郡)
- ウ 西部福祉事務所 西伯郡大山町(現行 西伯郡南部町、伯耆町及び大山町)

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

<参考>

町村名	移管時期		
	H22	H23	H24以降
岩美町		○	
若桜町			○
智頭町		○	
八頭町			○
三朝町			
湯梨浜町		○	
琴浦町			○
北栄町		○	
日吉津村	○		
大山町			
南部町		○	
伯耆町		○	
日南町	○		
日野町			○
江府町	○		

※三朝町、大山町については未定

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前			
(名称、位置及び所管区域) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>児童福祉に関する事務</u> <u>に関しては、日野郡日野町は、鳥取県西部福祉事務</u> <u>所の所管区域とする。</u>			(名称、位置及び所管区域) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>日野郡日野町の区域に</u> <u>係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に</u> <u>関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥</u> <u>取県西部福祉事務所が所掌する。</u>			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域	
					社会福祉法 第14条第5 項の事務	その他の事 務
鳥取県東部 福祉事務所	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町	鳥取県東部 福祉事務所	鳥取市	岩美郡及び 八頭郡	鳥取市、岩 美郡及び八 頭郡
鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町	鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡	倉吉市及び 東伯郡
鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡大山町	鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡南部 町、伯耆町 及び大山町	米子市、境 港市及び西 伯郡
鳥取県日野 福祉事務所	日野郡日野 町	日野郡日野町	鳥取県日野 福祉事務所	日野郡日野 町	日野郡日野 町	日野郡

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所型認定こども園における満3歳以上の児童に対する食事の提供について外部搬入が認められることとなったことに鑑み、条例で定める保育所型認定こども園の認定基準について所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 保育所型認定こども園のうち、満3歳未満の子どもの保育を行うもの以外のものの施設設備の基準として当該認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができることを加える。 (2) 認定こども園のうち、認可外保育施設型認定こども園を届出保育施設等型認定こども園とする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 幼稚園及び届出保育施設等（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該施設を構成する届出保育施設等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 当該施設を構成する届出保育施設等に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 届出保育施設等型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う届出保育施設等をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 認可外保育施設型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

別表（第3条関係）

1及び2 略

3 保育所型認定こども園

(1) 略

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準ア、エただし書及びオただし書（既存施設がイ）の基準を満たすときに係る部分に限る。）を除く。）に同じ。
略	

4 届出保育施設等型認定こども園

(1)及び(2) 略

別表（第3条関係）

1及び2 略

3 保育所型認定こども園

(1) 略

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準ア、エただし書、オただし書（既存施設がイ）の基準を満たすときに係る部分に限る。）及びキを除く。）に同じ。
略	

4 認可外保育施設型認定こども園

(1)及び(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	米子児童相 談所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	144,900	平成23年1月18日 ～平成24年3月31日	鳥取県米子児童 相談所